

赤ちゃんの駅

子育て中の家族が安心して外出できるよう、授乳スペースやオムツ替えベッド等を備えた店舗や公共施設などを「赤ちゃんの駅」として設置しています。地域まちづくりセンターや子育て支援施設、商業施設など市内に61施設（令和6年4月現在）の登録があります。

かわいいロゴマークのステッカーが目印です。
お出かけの際は、気軽にご利用ください♪



【赤ちゃんの駅ロゴマーク】

✔ 赤ちゃんの駅で利用できるサービス

- ・授乳スペースを利用できます
- ・おむつ替えスペースを利用できます
- ・ミルク用のお湯の提供を受けられます
- ・子育てに関連するチラシや冊子を閲覧できます
- ・子育て相談会への参加ができます

施設によって利用できるサービスが異なります。

ほかほかタウン—草津市子育て応援サイト—(P.10)からは各施設が提供しているサービスを調べることができます。

✔ 赤ちゃんの駅をご利用いただくときは

- ・使用済みのオムツなどのごみは、お持ち帰りください。
- ・施設によっては、お子さんの閉じ込め等を防止するために授乳室を施錠している場合があります。ご利用の際は店舗・施設スタッフまでお声かけください。
- ・そのほか、利用できるサービスや、利用についてお困りのことがありましたら、店舗・施設スタッフにお声かけください。

✔ 赤ちゃんの駅で「子ども栄養相談会」「子育て相談会」を開催しています

赤ちゃんの駅の一部施設では、栄養士によるお子さんの離乳食や食生活の相談ができる「子ども栄養相談会」や、保育士によるお子さんとの関わりかたや子育ての悩みについて相談ができる「子育て相談会」を開催しています。

✔ 赤ちゃんの駅登録施設・相談者を募集しています

赤ちゃんの駅としてサービスを提供できる施設・店舗や、赤ちゃんの駅で開催される相談会で相談者として活動できる専門資格をお持ちのかた（保育士・栄養士・保健師）を募集しています。

マタニティマーク



妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにとっても大切な時期です。

しかし、外見からは見分けがつかないため「電車で席に座れない」「たばこの煙が気になる」など妊婦さんにはさまざまな苦勞があります。マタニティマークは妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。

ベビーカーマーク

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、公共施設や民間施設のエレベーター等でベビーカーを折りたたまずに利用できるスペースを示しています。

安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、子育てを社会全体で温かく見守り、支えるためのマークです。ベビーカーを利用する側も安全に気をつけて、お互いが温かい配慮で子育てに優しい社会を目指しましょう。



【ベビーカーマーク】

エスカレーターなど、ベビーカーの使用を禁止する場所や設備には、使用禁止マークが使われています。



このページの問合せ先：子育て相談センター（TEL）561-2339（FAX）561-2491

幼児教育・保育の無償化について

幼稚園、保育所（園）、認定こども園などの利用料について、3～5歳児クラスが無償になります。住民税非課税世帯は0～2歳児クラスも無償になります。

就学前障害児の発達支援の利用料も3～5歳まで無償になります。詳しくは、発達支援センター（TEL：569-0353）までご確認ください。

保育料以外の費用（給食費、教材費、行事費など）は、原則、無償化の対象にはなりません。

下記の中で、「手続きが必要です。」となられた方は、ご利用の各施設または幼児課（TEL：561-2365）までご確認ください。

1 認可保育施設に通っている子ども

保育所（園）、認定こども園（保育認定）、地域型保育施設、幼稚園・認定こども園（教育認定）



手続き不要です。

保育料は無料となります。
（保育認定のお子さんが利用する延長の利用料は、無償化の対象外です。）

2 認可外保育施設等^{（※1）}を利用している子ども

認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、ベビーシッター



施設または制度ご利用前に手続きが必要です。

市から事前に「保育の必要性の認定」を受けなければ無償化の対象になりません。

【3～5歳児クラス】月額37,000円まで無償

【0～2歳児クラス】住民税非課税世帯のみ
月額42,000円まで無償

3 私学助成のある私立幼稚園^{（※2）}に通っている子ども



入園前に手続きが必要です。

【満3歳～5歳児】月額25,700円まで無償

4 幼稚園・認定こども園（教育認定）または、私学助成のある私立幼稚園に通っている子どもで、さらに預かり保育^{（※3）}を利用している子ども



施設または制度ご利用前に手続きが必要です。

市から事前に「保育の必要性の認定」を受けなければ無償化の対象になりません。

【3～5歳児クラス】

預かり保育料が月額11,300円※まで無償

【満3歳になった日から3歳児クラスになるまで】

（住民税非課税世帯のみ）預かり保育料が月額16,300円※まで無償

※「月額」か「利用日数×450円」のいずれかが低い方が上限です。

「幼稚園＋預かり保育」をうまく活用すれば、幼稚園に無償で8時間通うこともできるかも。ただし、無償化の上限額などもあるため、希望の施設の預かり時間や日数、料金などを確認してみましょう。

「保育の必要性の認定」とは？

保護者すべてにいずれかの要件が認められる場合に、申請に基づき市が認定します。

* 就労（月60時間以上）

* 妊娠・出産

* 疾病・障害

* 同居親族の介護・看護

* 災害復旧への従事

* 求職活動・起業準備

* 就学

* 虐待やDVのおそれ

* 育児休業（取得時に保育利用している場合）

* その他市が認める場合

※1 「認可外保育施設等」については都道府県に届出し、国が定める基準を満たす施設のみが無償化の対象になります。

※2 「私学助成のある幼稚園」は市内では若竹幼稚園、光泉カトリック幼稚園となります。

※3 通所施設の預かり保育時間が十分な水準を満たしていない場合などは、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になることがあります。（給付には手続きが必要です。）

幼稚園

☑ 公立幼稚園

全て幼稚園型の認定こども園に移行しています。

☑ 私立幼稚園

各園ごとに特色を生かし、教育を行っています。対象年齢・保育料・教育時間・入園申込み等、詳しくは各幼稚園に直接お問合せください。

幼稚園名	住 所	電話番号	幼稚園名	住 所	電話番号
信 愛 幼 稚 園	大路一丁目 17-11	562-1064	若 竹 幼 稚 園	若竹町 1-8	562-1168
草 津 幼 稚 園	草津二丁目 13-24	562-1413	光泉カトリック幼稚園	野路町 178	596-3039



認定こども園

☑ 認定こども園とは

幼稚園と保育所の両方の機能を活かした施設です。保育対象や保育時間を広げ、保護者の就労に関わらず(3歳児以上の場合)、就学前の教育・保育を一貫して提供する施設です。

さらに、幼稚園や保育所、認定こども園に通っていない場合でも、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行います。

詳しくは、幼児課または各施設へお問合せください。また、令和6年4月以降の未就園児活動の申込方法や実施日等は、直接各施設へお問合せください。

☑ 認定こども園一覧

施設名 ☆=預かり保育、○=延長保育実施園 ★=一時預かり		住 所	電 話	未就園児活動の例
公 立	草津中央おひさまこども園☆○	草津三丁目13-10	562-7180	ちゅーりっぷ広場(親子で一緒にあそぼう)
	矢橋ふたばこども園☆○	矢橋町888-1	563-1266	育児講座はらっぱ(おはなし会、製作、運動あそびなどの親子活動)
	笠縫東こども園☆	平井三丁目8-2	564-6595	ひよこ広場(製作あそび、リズムあそび、おはなし会などの親子活動)
	志津こども園☆	青地町845	562-0147	運動あそび、製作あそび、リズムあそび、おはなし会などの親子活動
	山田こども園☆	南山田町672-2	562-1340	はな・はなクラブ(ふれあいあそび、リズムあそび、製作あそび、おはなし会などの親子活動)
	玉川こども園☆	野路九丁目6-63	564-0043	たまちゃんひろば(ふれあいあそび、製作、おはなし会などの親子活動)
	常盤こども園☆	志那中町278	568-1053	おひさまひろば(ふれあいあそび、リズムあそび、製作あそびなど)
	老上こども園☆	矢橋町4	562-6320	ひよこ広場(製作あそび、運動あそび、おはなし会などの親子活動)
	笠縫こども園☆	上笠一丁目6-1	562-6275	季節のあそび、おはなし会、運動あそびなどの親子活動
	矢倉こども園☆	矢倉二丁目5-21	566-7222	やぐランド(年10回開催、ふれあいあそび、運動あそびなどの親子活動)

問合せ先：幼児課 (TEL) 561-2365 (FAX) 561-6780

施設名 ☆=預かり保育、○=延長保育実施園 ★=一時預かり		住 所	電 話	未就園児活動の例
私 立	あさひこども園☆○★	笠山一丁目1-40	563-9870	園庭開放、園見学、子育て相談
	みのり保育園☆○★	上笠一丁目9-15	562-4807	園庭開放、子育て相談、園舎開放、園見学、保育体験
	志津保育園☆○	青地町946	564-3611	園見学、子育て相談、子育てセミナー、園庭開放
	すぎのこども園☆○	木川町591-1	563-7200	親子ひろば「たんぼぼ」週1回開催 (詳しくは、HPをご覧ください)
	あゆみこども園☆○★	平井二丁目13-3	563-8989	笠縫東児童センター(P.13)、園庭開放、園見学
	渋川あゆみこども園☆○	西渋川二丁目7-7	564-7117	園庭開放、園見学
	認定こども園草津大谷保育園☆○	北大萱町296	568-1106	園庭開放、子育て支援活動、子育て相談、園見学
	くるみこども園☆○	下笠町85	568-8220	子育てサークル「くるみっこ」、園庭開放、子育て相談。詳しくはHPをご覧ください。
	緑波くるみこども園☆○	追分南五丁目20-21	562-4021	子育てサークル緑波・若草「くるみっこ」、園見学、子育て相談
	若草くるみこども園○	若草二丁目6-2	564-9588	子育てサークル緑波・若草「くるみっこ」、園見学、子育て相談
	ののみちこども園☆○	野路六丁目8-10	565-3787	園庭開放、子育てひろば、子育て相談、園見学、延長保育
	さくら坂こども園☆○★	青地町1248-4	566-5288	園庭開放、子育て支援「さくらんぼくらぶ」、子育て相談、園見学
	さくら坂南こども園☆○★	矢橋町189	561-2155	子育て支援「りんごクラブ」、子育て相談、園庭開放、園見学
	くさつ優愛保育園モンチ☆○★	南笠町777	535-6694	子育て支援活動(おたよりで案内)、園庭開放
	さくらがおかこども園☆○★	桜ヶ丘一丁目1-2	562-7511	子育て支援(ひよこクラブ)(マザーズスクール)、運動会参加、園庭開放(第4土曜)、焼いもパーティー参加
	さくら坂東こども園☆○★	矢橋町235	569-0008	園庭開放、子育て支援「スマイルクラブ」、園見学、子育て相談
	たちばな大路こども園☆○★	大路二丁目1-55	516-0180	子育て広場「ひだまり」、園見学(詳しくは、HPをご覧ください)
	TAMランド野路こども園☆○★	野路八丁目16-10	564-1432	子育て相談、園見学
認定こども園 草津カトリック幼稚園☆○	草津一丁目9-21	562-0315	園見学、子育て講座、園庭開放	

問合せ先：幼児課 (TEL) 561-2365 (FAX) 561-6780

🔍 公立認定こども園の「預かり保育」について

教育認定の在園児を対象に「働きながら我が子を認定こども園に通わせたい」という保護者の声にお応えし、教育時間終了後や長期休暇中にお子様をお預かりしています。

預かり保育の申込方法や要件、実施内容は、直接各施設へお問合せください。

実 施 日 通常の保育のある日と夏休み、冬休み、学年始末休みの期間中の月曜～土曜

※祝日、年末年始、学校行事等の振替休日、自然災害による臨時休業日等を除く

時 間 通常保育のある日…通常保育開始前の8時～8時30分と、通常保育終了後～16時30分

夏休み、冬休み、学年始末休み…8時～16時30分

対 象 教育認定在園児のうち、要件に該当している方

※私立幼稚園・認定こども園の「預かり保育」については、

直接各施設へお問合せください。



保育所（園）

☑ 保育所（園）とは

保護者の就労や病気などのために、家庭で子どもの保育ができない場合に、保育を必要とする就学前の子どもを預かり、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。入所申請や相談は、幼児課または各保育所へお問合せください。また、保育所等に入所される前のお子さんとその保護者を対象とした未就園児活動で、地域の子育て支援をしています。令和6年4月以降の実施内容や活動日程、対象地域等は、各保育所（園）へお問合せください。

☑ 認可保育所一覧

各施設で延長保育を、★印の施設では一時預かりを実施しています。各施設へお問合せください。

保育所名		住 所	電話番号	未就園児活動の例
公 立	草津第二保育所	草津町1350	563-1282	子育て広場（戸外あそび、製作あそび、親子ふれあいあそびなど）
	第三保育所	橋岡町202	563-1279	子育て講座（親子ふれあいあそび、製作あそび、在園児との交流、人形劇鑑賞など）
	第四保育所	芦浦町310-1	568-0305	子育て講座（親子ふれあいあそび、製作あそび、人形劇など）、園庭開放
私 立	草津保育園★	東矢倉一丁目3-22	562-2752	園見学、子育て相談、子育て支援「くさほっこひろば」、園庭開放
	Pure Kidsのみり保育園	西大路町7-7-110	565-0250	園見学、子育て相談
	琵琶湖くじら保育園	矢橋町484-1	565-3894	園見学、子育て相談
	第二博愛保育園	矢橋町1165-5	563-1900	園庭開放、子育て相談、保育園見学
	レイモンド東矢倉保育園★	東矢倉一丁目5-18	516-2850	子育て支援「おいで・おいで・あそぼう!!」園見学、子育て相談
	あおじ保育園	青地町261	569-6110	園見学、園庭開放、子育て相談、未就園児の集い
	草津コペル保育園★	岡本町773	516-0031	園見学、子育て相談
	かがやきくじら保育園★	追分南一丁目3-3	584-5316	園見学、子育て相談、子育て支援「かがやきひろば」
	草津くじら保育園★	草津町1988	599-1149	園見学、子育て相談
	光泉カトリック保育園★	野路町362	596-5750	園見学、子育て相談

問合せ先：幼児課（TEL）561-2365（FAX）561-6780

小規模保育施設

☑ 小規模保育施設とは

ビルのテナントなどを活用した、市が定める認可基準を満たした施設です。0歳児～2歳児の子どもを対象に、6～19人の定員規模で運営されます。職員数や保育室の面積基準などは認可保育所と同程度で、給食も各施設で提供します。施設の都合上、園庭がないこともあります。その場合は安全に遊べる公園を使用するなど、代替地の利用が認められています。詳しくは、各施設へお問合せください。

🔍 小規模保育施設一覧

各施設で延長保育を、★印の施設では一時預かりを実施しています。各施設へお問合せください。

施設名	住所	電話番号
くじら小規模保育園	草津一丁目13-12	585-9990
豆の木保育園★	大路一丁目7-1-109 TOWER・111	562-1230
京進のほいくえん HOPPA 草津大路園★	大路一丁目15-41 ステートミナミ 1階	584-4555
京進のほいくえん HOPPA 草津野村園★	野村六丁目11-4 コンフォーレ T3 1階	596-5705
京進のほいくえん HOPPA 草津若竹園★	若竹町7-10 ACT21 2階	596-5012
京進のほいくえん HOPPA 南草津駅前園★	南草津二丁目2-4 パデシオン南草津駅前 1階	596-5701
あおば南草津保育園★	南草津三丁目1-2 グランノーヴァ 1階	562-8880
れもんのご南草津保育園	東矢倉二丁目5-36	567-5132
第二あおば南草津保育園★	野路町3001	561-5488
れもんのご草津保育園	西大路町9-18	567-2711
TAMランド草津園★	野村一丁目3-2 SKキューブ1階	599-3616
れもんのご老上保育園	南草津四丁目7-9	567-3260
みらいのむら保育園★	野村一丁目15-20	569-5088
かがやきナーサリー	野路六丁目5-10	516-2711
第三あおば草津保育園★	大路三丁目1-31 terrace ism. 2-1	599-0512
渋川ナーサリー	渋川一丁目4-29プティフィールココ102	569-5077
西渋川たち小規模保育園★	西渋川一丁目16-51 パステルエイト I 1階	598-0642
さくら坂小規模保育園★	草津一丁目4-27	598-1223
豆の木保育園アトラスタワー★	大路一丁目9-1-109 クロスアベニュー草津	599-0840
玉川たち小規模保育園★	野路九丁目1-38	565-2517

家庭的保育施設

🔍 家庭的保育施設とは

家庭的保育者が自宅の一室等を保育室として活用し、0歳児から2歳児までの乳幼児を対象に草津市認可基準に基づいた保育を行っています。

人格形成に重要な影響を与える乳幼児の時期に、通常の生活が行われている個人の居宅等で、家庭的な雰囲気の中で、子どもの成長と発達をきめ細やかに見守ります。入所基準は保育所入所基準と同じです。



🔍 家庭的保育施設一覧

延長保育およびその他詳細については、各施設へお問合せください。卒園後は、引き続き連携保育施設を利用できます。

家庭的保育施設名	住所	電話番号	連携保育施設
家庭的保育の家「メリー」	矢橋町124-12	567-9971	第三保育所
家庭的保育の家「もものみ」	馬場町207-122	564-1034	たちばな大路こども園・草津コペル保育園
家庭的保育の家「ここみ」	笠山四丁目6-17	567-5810	あさひこども園
家庭的保育の家「つぼみ」	平井二丁目6-24 ハイツウイングA-103号	080-2512-1805	あゆみこども園※

※3歳児進級時の受入数に限りがある場合があります。詳しくは、施設にお問合せください。
問合せ先：幼児課 (TEL) 561-2365 (FAX) 561-6780

その他の保育施設

各施設の特性を生かし、子育てを応援しています。保育料、保育時間、入園申込み等、詳しくは直接各保育施設へお問合せください。

その他の施設一覧

施設名	住所	電話番号	利用対象年齢
NPO法人子どもネットワークセンター天気村 こんぺいとう自然保育園	東草津一丁目1-15	564-7868	2歳半～4歳児
NPO法人滋賀シュタイナー こども園 そら	草津町1856-3	567-1865	3歳～5歳児
スマイルキッズ	野路町1282-2	070-6546-0524	2歳児
おはな保育園	岡本町228-1	596-5707	0歳児～2歳児
TAMランド南草津園	南草津一丁目1-5	598-1448	0歳6か月～2歳児
おはな野村保育園	野村一丁目26-5	598-5877	0歳児～2歳児

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センター（以下、ファミサポ）とは、会員同士が地域で子育てを助け合う相互援助組織です。事務局が会員登録やコーディネートを行っています。利用には無料の会員登録が必要です。

援助費用（報酬等）の金額

- 基本時間（月曜～金曜 8：00～19：00）⇒1時間700円（30分以内の送迎は1回500円）
※延長や時間外等、別途料金設定があります。食事代等は利用に応じて実費を支払います。

援助活動内容の例

- 冠婚葬祭や買い物等、保育園・小学校後の子どもの預かり（提供会員宅にて）
- 保育園等の送迎※ただし病児・病後児、お子さんの体調不良による保育園等からのお迎えには利用できません。

活動の流れ

- ①ファミサポ事務局に申込み。事務局が提供会員さんを紹介します。
- ②会員同士で面談をし、お子さんのことや当日の段取りを話し合います。
活動内容が決まったら、ファミサポ事務局まで連絡を入れます。
- ③活動後、報酬を直接支払います。



会員について

登録や活動については、ファミサポ事務局（さわやか保健センター3階、子育て相談センター内）にお問合せください。

- 依頼会員…子育てのお手伝いをしてほしい人。市内在住または在勤で、おおむね生後3ヶ月～12歳までの子どもの保護者。
- 提供会員…子育てのお手伝いをしたい人。市内在住の20歳以上で緊急救命講習及び事故防止に関する講習受講後に育児援助活動ができる人。年数回の登録講習会について、『広報くさつ』や子育て応援サイト等でお知らせします。
- 両方会員…依頼会員と提供会員を兼ねて会員登録をした人。お子さんがおられる方でも活躍されています。
問合せ先：ファミリー・サポート・センター（TEL・FAX）564-7895
（E-mail）famisapo932@gmail.com
月曜～金曜（祝日、年末年始のぞく） 午前8：30～17：15

病児・病後児保育（オルミス、陽だまり）

急な病気で集団保育が難しい時などに、草津市在住で生後6か月～小学校3年生までの全ての病児・病後児を対象に、保育士や看護師がいる専用施設で一時的にお子さんを預かり、保育・看護をします。

病児とは発症間もない急性期（発熱など）の児、病後児とは病気が峠を越え回復期ではあるがまだ集団には適さない児です。

利用は予約制です。利用キャンセルは必ず朝8時までに病児保育室へ連絡をしてください。

☑ 保育所等への送迎サービス（オルミス）

病児保育室オルミスでは、保育所等で急に児童が体調不良となった際、すぐに迎えに行くことのできない保護者に代わり、病児保育室へ送迎を行う送迎サービス（無料）を実施しています。

詳しくは、オルミスにお問合せください。

☑ 施設の詳細

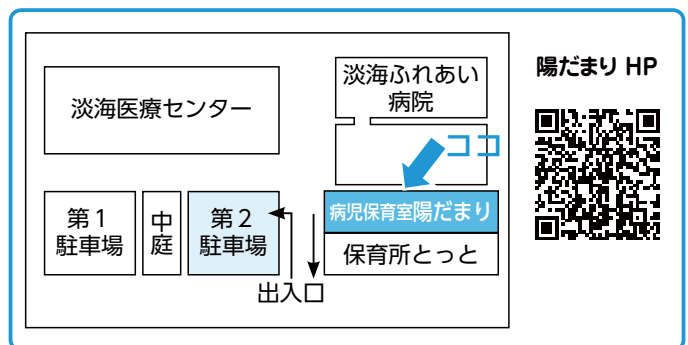
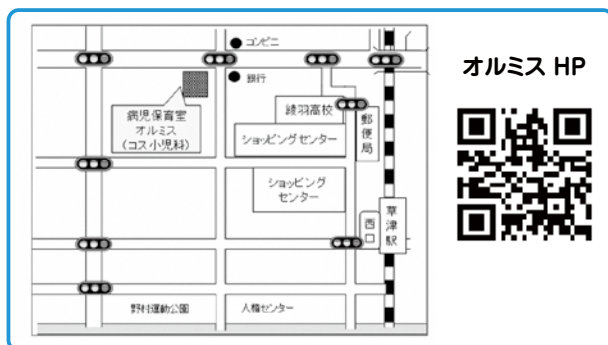
施設名	所在地	予約	開室時間	利用料金	問合せ・予約
病児保育室 オルミス	野村8-3-10 コス小児科内	原則前日 (平日8:00~19:00)まで 空きがあれば、 当日11:00まで	月曜～金曜 8:00～17:00 最長19:00まで延長可 (休み)土・日・祝日、 年未年始、盆期間	17:00まで 2,000円 延長料金 30分毎に 500円	オルミス TEL535-0155
病児保育室 陽だまり	矢橋1660 淡海医療 センター 敷地内併設	原則前日 (平日8:00~19:00)まで 空きがあれば、 当日12:00まで	月曜～金曜 8:00～17:00 最長19:00まで延長可 (休み)土・日・祝日、 年未年始	17:00まで 2,000円 延長料金 30分毎に 500円	陽だまり TEL516-2171 ※当院小児科では、選定療養費 がかかる場合があります。詳 しくは、当院小児科へお問い 合わせください。

- ・ 事前に登録申請いただきますとスムーズにご利用できます。（毎年度登録必要）
- ・ オルミスは、コス小児科にて、前日または当日8:30～の入室前診察（保険診療）。
- ・ 陽だまりは、かかりつけ医または淡海医療センター小児科にて、前日または当日に受診「病児保育室医師意見書」を入手の上、入室時に陽だまりに提出。
草津市在住者には意見書作成費用を陽だまり窓口で領収書提出で返金（2週間以内）。

☑ 施設の地図

病児保育室オルミス

病児保育室陽だまり



【問合せ先】 草津市役所 子ども・若者政策課 子ども・若者政策係
 〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 TEL: 077-562-7882
 時間: 月～金 8時30分～17時15分 Eメール: kowaka@city.kusatsu.lg.jp



子育て短期支援事業（ショートステイ）

☑ 子育て短期支援事業（ショートステイ）とは

保護者の病気や出産などの社会的事由や、育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合など、家庭での養育が一時的に困難となった方のうち、養育支援が特に必要と認められた場合に、市が委託している里親会や児童養護施設等で原則7日以内で児童を預かって養育・保護をします。

社会的事由とは、疾病、出産、看護、介護、事故、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加などをいいます。

利用にあたっては、事前に相談、申請、預かり先との顔合わせをしていただく必要があります。

☑ 利用対象者

草津市内に居住し、家庭での養育が一時的に困難となった18歳未満の児童

☑ 利用日数

原則7日以内 ※ただし、施設等の定員や都合等により、利用いただけない場合があります。

☑ 利用日数

児童1人当たりの1日の利用料

	ひとり親世帯		左記以外の世帯	
	2歳未満	2歳以上	2歳未満	2歳以上
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	0円	0円	1,100円	1,100円
その他の世帯	5,350円	2,750円	5,350円	2,750円

なお、他に実費が必要となる場合があります。

問合せ先：家庭児童相談室

（TEL）561-2460 （FAX）561-6780

（メール）kateijido@city.kusatsu.lg.jp



障害のあるお子さんのために

身体などに障害のあるお子さんとその家族に対して、様々な支援を行っています。
 障害の程度によっては、下記以外にも受けられるサービスや制度があります。詳しくは担当課までお問合せください。

発達支援センター

草津市在住の方を対象に、お子さんの発達や発達障害に関する相談や、心身の発達に支援を必要とする方が地域で安心して暮らしていくための支援を行っています。乳幼児期から成人期までライフスタイルに合わせた一貫した相談・支援を行っています。

相談は無料・予約制です。まずはお電話ください。また、児童福祉法における以下のサービス・事業の実施も行っていきます。

☑ 児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援（湖の子園）

湖の子園は、子どもの早期療育の場です。発達に支援を必要とする乳幼児とその保護者への支援を提供します。通園を通して、子どもの発達や生活の基礎的な力を培うとともに、家庭での養育を支援します。

また、重度の障害等により外出が著しく困難な児童に、居宅で発達支援を行い、社会生活を支援します。

☑ 保育所等訪問支援

保育所等に在籍している児童を対象に、集団生活を送る上での様々な課題について、専門職が保育所等に一定期間継続して訪問し、子どもの発達や障害特性に応じた助言、相談を園所等のスタッフや保護者に対して行います。

☑ 障害児相談支援

児童福祉法の障害児通所支援を利用している障害児を対象に障害児支援利用計画を作成します。障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かい支援を行います。

【開業時間】 午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、国民の祝日、年末年始は休み）

【問合せ先】 草津市立発達支援センター（TEL）569-0353（FAX）566-5144

湖の子園（TEL）569-0352（FAX）584-5609

※発達支援センターは、渋川福複センター3階（西渋川二丁目9-38）にあります。

☑ おもな制度や事業

名称	内容	問合せ先
身体障害者手帳	身体に障害のある人が障害福祉サービス等を受けるための基本として、本人または保護者の申請に基づき知事が交付。	障害福祉課 (TEL) 561-6972 (FAX) 561-2480
療育手帳	知的障害のある人に一貫した指導・相談を行い、障害福祉サービス等を受けるための基本として、本人または保護者の申請に基づき知事が交付。	
精神障害者 保健福祉手帳	精神に障害のある人が自立と社会参加の推進を図ることを目的として、本人または保護者の申請に基づき知事が交付。	
自立支援医療 (精神通院)	総合失調症等の精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費の支給を行うもの。所得制限あり。	
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満の身体に障害のある人（将来障害を残すと認められる疾患がある人を含む。）に対する、生活能力を得るために必要な医療の給付。所得制限あり。	
障害児福祉手当	在宅で日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の精神または身体に重度障害のある人を対象に支給。所得制限あり。手当額:月額15,690円	
紙おむつ 購入費助成	在宅で常時紙おむつの必要な3歳以上の重度障害のある人を対象に、紙おむつの購入費の一部を助成。	
日中一時支援事業	障害のある人の家族の就労支援や一時的な休息の提供を目的に実施。	
特別児童 扶養手当	20歳未満の精神又は身体に中度以上の障害のある児童を監護している父か母、または父母にかわって養育している人を対象に支給。所得制限あり。 ※下記金額は令和6年4月分から 手当額：1級（重度）月額55,350円 2級（中度）月額36,860円	子ども家庭・若者課 (TEL) 561-2364 (FAX) 561-6780

名 称	内 容	問合せ先
障害児通所支援	発達の遅れのある児童が受けられる通所支援、訪問支援のサービスがあります。申請は発達支援センターへ。事業内容の詳細は、各サービス提供事業所（児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）へ。	発達支援センター (TEL) 569-0353 (FAX) 566-5144
障害児医療費助成	身体障害者手帳 1～3級・療育手帳A1・2、B1・2・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人、特別児童扶養手当支給対象児童で1級の人を対象に、保険適用医療費の一部負担金を助成。所得制限なし。自己負担金あり（扶養義務者等の市民税が非課税の場合、自己負担金なし）。 申請書類等に関しては、問合せ。 【入院】自己負担金：なし 【通院】自己負担金：レセプト1件当たり500円（調剤は適用なし）	保険年金課 (TEL) 561-6975 (FAX) 561-2480



ひとり親家庭のために

ひとり親家庭とは、離婚、未婚、死別等、様々な事情により、父親または母親の片方いずれかが子どもを育てている家庭です。また、父または母が重度の障害の状態にある子どもの家庭についても、下記の手当等が受けられる場合があります。申請に必要な持ち物は担当課へ問合せください。安心して子どもを育てたいあなたを応援します。

👍 おもな制度や事業

名称	内容	問合せ先
児童扶養手当	ひとり親家庭や、父（母）が重度の障害状態にある家庭の児童を監護している母（父）、または父母にかわって児童を養育している人に対して支給。所得制限あり。申請に関して必要な書類等は、事前に子ども家庭・若者課に問合せ。 【支給額】 下記金額は令和6年4月分から 全部支給 月額45,500円 一部支給 月額45,490円～10,740円 ※児童が2人の場合は上記金額に5,380円～10,750円、3人目以降は3,230円～6,450円ずつ加算。	子ども家庭・若者課 (TEL) 561-2364 (FAX) 561-6780
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の経済的自立・安定を図るために子の進学資金やひとり親の就学・就業等に必要の資金を貸付けます。	
就労支援	生活の安定や自立のために就労を希望するとき、または就労のために教育訓練を受けたい時に、母子・父子自立支援員が相談に応じます。	
自立支援教育訓練給付金	対象となる講座を受講し修了された場合、受講料の6割を支給（ただし、上限あり）。※支給割合は変更になる場合あり。事前に相談・申請が必要。	
高等職業訓練促進給付金	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士などの資格取得を目的とし、養成機関で1年以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の母および父に、生活資金を支給。事前に相談・申請が必要。	
高卒認定試験合格支援給付金	中退を含む、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親子が高卒認定試験の合格を目指して受講した講座の受講費用の一部を助成。事前に相談・申請が必要。	
日常生活支援事業	一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合、家庭生活支援員が家事や児童の世話などをお手伝いします。	
認可保育施設利用者負担額等（保育料・副食費）の減免	認可保育所等に入所（園）されている乳幼児を持つ母子・父子家庭の保護者に対して、利用者負担額等の減免あり。ただし、所得等により対象にならない場合あり。	幼児課 (TEL) 561-2365 (FAX) 561-6780
ひとり親家庭医療費助成	保険適用医療費の一部負担金を助成。所得制限あり。自己負担金あり（※本人、扶養義務者等の市民税が非課税の場合は自己負担金なし）。申請書類等に関しては、問合せ。 【入院】 自己負担金：1日1,000円、月額14,000円を上限（子は自己負担金なし） 【通院】 自己負担金：レセプト1件当たり500円（調剤は適用なし）	保険年金課 (TEL) 561-6975 (FAX) 561-2480

母子・父子自立支援員より

ひとりで悩んでいませんか？あなたと子どもさんが健やかに過ごせるよう、いろいろな制度があります。

まずは、あなたの思いを聞かせてください。ご家庭のこと、子どもさんのこと、仕事のこと、一緒に考えましょう。しんどい時の応援団として、いつでも待っています！

相談窓口一覧

日々の生活の中で、「心配なこと」「困ったこと」「誰かの意見を聞きたいこと」はありませんか。それぞれの機関で相談をお受けしています。

電話＝電話相談 来所＝来所相談 メール＝E-mailによる相談 訪問＝訪問による相談

☑ 妊娠・出産・子育て（子どもの食生活・栄養も含む）、子ども（在宅の方）の発達について

子育て相談センター（さわやか保健センター3階） ※詳細はP.4へ	電話・来所 TEL 561-2339 FAX 561-2491 月曜～金曜 8：30～17：15 メール soudan-kosodate@city.kusatsu.lg.jp
-------------------------------------	---

☑ 乳幼児の生活・遊び・子育てについて

地域子育て支援センター（みのり保育園内）	電話 TEL 567-8820 月曜～金曜 10：00～16：00 来所 月曜～金曜 9：30～15：30
地域子育て支援センター（くさつ優愛保育園モンチ内）	電話・来所 TEL 535-6694 月曜～金曜 9：30～16：00
ミナクサ☆ひろは（西友南草津店2階）	電話・来所 TEL 562-3793 火曜～日曜 9：00～17：00
ココクル♥ひろは（キラリエ草津2階）	電話・来所 TEL 562-5596 水曜～月曜 9：00～17：00
笠縫東児童センター	電話・来所 TEL 563-9670 月曜～金曜 9：00～17：30 土曜 9：00～17：00
つどいの広場くれよん	電話・来所 TEL 567-7081 火曜～金曜 10：00～16：00

☑ 子どもの生活・学校・家族関係・虐待など

家庭児童相談室（さわやか保健センター3階）	電話・来所・訪問 TEL 561-2460 FAX 561-6780 月曜～金曜 8：30～17：15（祝日・年末年始除く） メール kateijido@city.kusatsu.lg.jp
-----------------------	---

☑ おとなの健（検）診・健康に関する相談・定期の予防接種について

健康増進課（市役所2階）	電話 TEL 561-2323 FAX 561-0180 月曜～金曜 8：30～17：15 メール kenko@city.kusatsu.lg.jp
--------------	--

☑ 子ども（就園・就学されている方）の発達に関すること

発達支援センター（渋川福祉センター3階）	電話 TEL 569-0353 FAX 566-5144 来所（要予約）月曜～金曜 8：30～17：15 メール hattatsu@city.kusatsu.lg.jp
----------------------	--

☑ ひとり親家庭の生活の安定や自立について

子ども家庭・若者課（さわやか保健センター2階）	電話・来所 TEL 561-2364 月曜～金曜 8：45～17：15
-------------------------	-------------------------------------

☑ DV相談・女性のための相談など

草津市立男女共同参画センター（キラリエ草津5階）	電話・来所 TEL 565-1539 FAX 565-1518 月曜～金曜 第1・第3土曜 8：30～17：15
あなた 女性のためのカウンセリングルーム	第1水曜・第3土曜 午後（要予約）

☑ 子育て・いじめ・不登校・非行・虐待・進路など、子どもや親の不安・悩み

滋賀県子ども・子育て応援センター（こころんだいやる） 所在地：大津市京町四丁目1-1（県庁東館3階）	電話 TEL 524-2030 毎日9：00～21：00（12/29～1/3を除く） 来所 TEL 528-3563（要予約）月曜～金曜 9：00～16：00
*24時間子供SOSダイヤル（全国共通）	TEL 0120-0-78310

☑ 子どもに関すること、虐待ホットライン（虐待通告）、DV・女性相談

滋賀県中央子ども家庭相談センター 所在地：（草津市笠山七丁目4-45）	電話 TEL 562-1121 月曜～金曜 8：30～17：15 来所（要予約）月曜～金曜 8：30～17：15
*児童虐待ホットライン（虐待通告）24時間対応	電話 TEL 189 または TEL 562-8996
*DV・女性相談	電話 TEL 564-7867（毎日）8：30～22：00 来所（要予約）月曜～金曜 9：15～16：00

☑ 育児休業制度や職場でのマタニティハラスメント、パタニティハラスメント等

滋賀労働局 雇用環境・均等室 所在地：大津市打出浜14-15（滋賀労働総合庁舎4階）	電話・来所 TEL 523-1190 月曜～金曜 8：30～17：15（祝日・年末年始除く）
---	---

☑ 子ども・若者・その家族の総合相談

子ども・若者総合相談窓口 （さわやか保健センター2階 子ども家庭・若者課）	電話・来所・訪問 TEL 561-0188 FAX 561-6780 月曜～金曜 8：30～17：15（祝日・年末年始除く） メール kodomo@city.kusatsu.lg.jp
--	--

緊 急 メ モ

☆ 子どもの急病！もしものときは…

① 小児救急電話相談 短縮ダイヤル#8000 [またはTEL：524-7856]

子どものケガや急病で受診を迷った時に、小児科医師や看護師からアドバイスを受けることができます。

相談日時：平日・土曜日⇒18：00～翌8：00

日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）⇒9：00～翌8：00

対 象 者：県内に在住の15歳以下の子ども

② 医療ネット滋賀（医療情報ネット）<https://www.shiga.iryu-navi.jp/>

全国の病院や薬局を検索できるサイトです。

TEL：553-3799（草津・守山・栗東・野洲）

診療が受けられる医療機関を自動音声案内で24時間お知らせ。



医療ネット滋賀

③ 湖南広域休日急病診療所 <https://www.konan-kouiki.jp/sinryousho/index.html>

TEL：551-1599

診療科目：主に内科・小児科

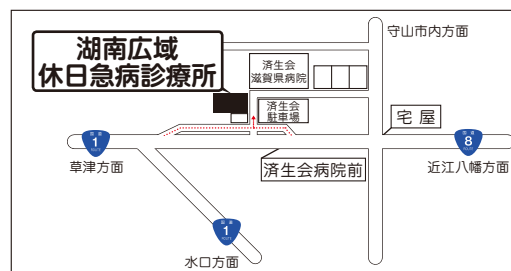
診療日時：日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）

10：00～22：00

（受付は9：30～21：30）

住 所：栗東市大橋二丁目7番3号

済生会滋賀県病院前



湖南広域休日急病診療所

※インターネットから診察状況を調べることができます。



編集・発行

草津市子ども未来部 子育て相談センター

〒525-8588 草津市草津三丁目13-30（さわやか保健センター3階）

TEL 561-2339 FAX 561-2491

E-mail soudan-kosodate@city.kusatsu.lg.jp

